脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律要綱

傍線部分は令和七年六月六日に施行することとする部分

重傍線部分は令和五年十月一日に施行することとする部分

第一 電気事業法の一部改正

発電用原子炉 \mathcal{O} 運 三転期間

1 原子力発電事業者が その 発電事業の用に供するため、 その維持 Ļ 及び運用する発電用原子炉を

運転することができる期間 (以 下 「運転期間」 ーという。 は、 当該発電用原子炉に ついて最初に使用

前検査に合格 した日から起算して四十年とすること。

(第二十七条の二十九の二第 項関係)

2 原子力発電事業者は、 1 の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、 あらかじめ、

経済産業大臣の認可を受けて 運転期間を延長することができるものとすること。

(第二十七条の二十九 の 二 -第 |項関係)

経済産業大臣は、 2の認可の申請があった場合において、 当該申請が次のいずれにも適合している

と認めるときに限 'n 2の認可をすることができるものとすること。

(以 下

「申請発電用原子炉」

という。

が平和の

目的以外に

利用されるおそれがないこと。

(1)

2 0)

認可の申請に係る発電用原子炉

(2) その原子力発電事業者が核原料物質 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下 「原子炉

等規制法」という。 第四十三条の三の五第一 項の許可の取消しを受けていないこと、 命令を受け 申請発電用

原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の規定による運転

の停止

 \mathcal{O}

ていないこと並びに申請発電用原子炉に係る第二の二の 1及び3の認可 の申請並びに第

の認可の申請 (第二の二の8の命令を受けて行うものに限る。 に対し不認可の処分がなされてい

ないこと。

(3) 延長しようとする運転期間におい て申請発電用原子炉を運転することが 我が 国におい 7 脱炭

素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、 電気の安定

供給を確保することに資すると認められること。

(4) その原子力発電事業者が、 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該

発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢

の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

(5) 延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあっては、 その二十年を超える期間が次に掲

げる期間 (平成二十三年三月十一 日以降の期間に限る。) を合算した期間以下であること。

1 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは審査基準若しくは処分基準の制定若し

くは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、 その原子力発電事業者

が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

2 電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七条第一 項若しくは第四十条の規

定による処分、 原子炉等規制法第四十三条の三の二十、 第四十三条の三の二十三若しくは第六十

四条第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第百六条 (同法第百八十三条にお いて準用する場合を含む。 の規定による処分 (これらの処分

をした行政官庁又は審査請求に対する裁決によって取り消されたもの等に限る。)による義務を

履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあっては、 その停止した期

間のうち、 当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかっ

たと認められる期間

3 行政指導に従って申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあ っては、 当該行政

指導に従って申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

4 仮処分命令 (保全異議の申立てについての決定によって取り消され その決定に対して抗告を

することができな いも の等に限る。 を受けて申請発電用原子炉の運転を停止 した原子力発電事

業者にあっては、 その停止した期間 のうち、 当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電

用原子炉の運転を停止する必要がなかったと認められる期間

(5) ②の処分以外の他の法律の規定に基づく申 請発電用原子炉に関する処分であってその取消しの

判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し

難い 事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、 その原子力発電事業者が申請 発電用

原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

(第二十七条の二十九の二第四項関係)

4 経済産業大臣は、 2の認可をしようとする場合には、 あらかじめ、 3の①の基準の適用について、

原子力委員会の意見を聴かなければならないものとすること。

(第二十七条の二十九の二第五項関係)

5 経済産業大臣は、 2の認可をしたときは、 遅滞なく、 その旨を原子力規制委員会及び当該認可を受

けた原子力発電事業者に係る使用済燃料再処理・廃炉推進機構に通知するものとすること。

(第二十七条の二十九の二第六項関係)

2から5までは 2の認可等を受けた原子力発電事業者が 当該認可により延長された運転期間を

6

超えて当該 認 可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用するものとし この場合におい

て、 延長しようとする運転期間は、 3の⑤の①から⑤までに掲げる期間 (平成二十三年三月十一日以

降の期間に限り 過去になされた2の認可等により延長された運転期間に算入された期間を除く。

を合算した期間以下であるものとすること。

(第二十七条の二十九の二第七項関係)

二 事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割等

1 の2の認可等を受けた原子力発電事業者 (以 下 「認可原子力発電事業者」という。) が営む発電

事業 ければ、 (以下「認可発電事業」という。 その効力を生じないものとすること。 の全部の譲渡し及び譲受けは、 (第二十七条の二十九の三第 経済産業大臣の認可を受けな 項関係)

2 認可 原子力発電事業者である法人の合併及び分割 (認可発電事業の全部を承継させるものに限る。

4において同じ。 は、 経済産業大臣の認可を受けなければ、 その効力を生じないものとすること。

(第二十七条の二十九の三第二項関係)

<u>ー</u>の 3 Ø (1) (2)及び(4)並びに一の4は、 1及び2の認可に準用するものとすること。

3

(第二十七条の二十九の三第三項関係)

4 認可 発電事業の全部の譲渡しがあり、 又は認可原子力発電事業者について相続 合併若しくは分割

があったときは、 認可発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、 合併後存続する法人若しくは合併

により設立した法人若しくは分割により当該認可発電事業の全部を承継した法人は 認可原子力発電

事業者の地位を承継するものとすること。

(第二十七条の二十九の三第四項関係)

5 4により認可原子力発電事業者の 地位を承継した相続人は 遅滞なく、 その旨を経済産業大臣に届

け出なければならないものとすること。

(第二十七条の二十九の三第五項関係)

三 認可の取消し

1 経済産業大臣 は 認 可原子力発電事業者が次の V ずれかに該当するときは、 0 2の認可等を取り

消すことができるものとすること。

(1) \mathcal{O} 3 Ø (1) (2)又は(4)に掲げる基準等に適合しなくなったとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、 公共の利益を阻害すると認

めるとき。

(第二十七条の二十九 の四 第 項関係)

2 の 5 は 1 の場合に準用するものとすること。

(第二十七条の二十九 の四 第 項関係)

兀 運転停 止 命令

経済産業大臣は、 原子力発電事業者が一 0 2の認可等を受けないで一の 1の四十年を超えて発電用原

子炉を運転したとき、 又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を

運転 したときは、 当該 原子力発電事業者に対し、 当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずるこ

とができるものとすること。

(第二十七条の二十九の五関係)

五. 資料の提供等の要求

経済産業大臣は の3の運用等に関し、 必要があると認めるときは、 関係行政機関又は地方公共団

体の長に対 資料又は情報の 提供、 意見の表明その他必要な協力を求めることができるものとするこ

第二十七条の二十九

の六関係)

と。

六 広域的運営推進機関の業務

広域的運営推進機関 (以下「推進機関」という。) の業務に、 次に掲げる業務を追加するものとする

こと

1 人の 1の認定整備等事業者に対し、 八の2の認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に

必要な資金を貸し付けること。

2

第四の六の2の交付金相当額積立 金 の管理及び第四の七の徴収等を行うこと。

(第二十八条の四十第一項第五号の三、第八号の二及び第八号の三関係)

七 整備等計画の認定

1 広域 系統整備 計画 に定められた電気工作物であって経済産業省令で定める規模以上の ものの整備又

は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、 単独で又は共同 して、 その整備又は

更新に関する計画 (以下「整備等計画」という。)を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を

受けることができるものとすること。

(第二十八条の四十九第一項関係)

2 整備等計画には、 次に掲げる事項等を記載しなければならない ものとすること。

(1) 整 備 又は更新 を実施しようとする電気工作物 の設置の の場所、 その規模その他当該電気工作物 に関

する事項

(2) 電気工作物の整備又は更新の実施期間

(3) 電気工作物の整備又は更新の実施体制

(4)電気工 作 物 の整 備 又は更新 \mathcal{O} 実施 に必要な資金 一の額、 調達 方法及び負担 (1) 方法

(5)電 気工作物 の整 備 又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給 \mathcal{O} 確 保 0) 効果

(第二十八条の四十九第二項関係)

3 経済産業大臣は、 1の認定の申請があった場合において、 当該申請に係る整備等計画が次のいずれ

にも適合するも のであると認めるときは、 その認定をするものとすること。

(1) 整備等計 画 の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を

図るために特に重要であること。

(2)整備等計画 の実施期間、 実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切な

ものであること。

(第二十八条の四十九第三項関係)

八 認定整備等計画の変更等

1 七の1の認定を受けた者(以下「認定整備等事業者」という。)は、当該認定に係る整備等計画を

変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならないものとすること。

(第二十八条の五十第一項関係)

2 経済産業大臣は、 認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画 (1による変更の認定があったと

きは、 その変更後のもの。 以 下 「認定整備等計画」という。)に従って電気工作物 の整備又は更新を

実施していないと認めるときは、 当該認定を取り消すことができるものとすること。

(第二十八条の五十第二項関係)

3 経済産業大臣は、 認定整備等計画が七の3の①又は②のいずれかに適合しないものとなったと認め

るときは、 認定整備等事業者に対して当該認定整備等計画の変更を指示し、 又はその認定を取 いり消す

ことができるものとすること。

(第二十八条の五十第三項関係)

4 七の3は、 1による変更の認定に準用するものとすること。

(第二十八条の五十第四項関係)

九 区分経理

推 進機 関は、 広域系統整備交付金交付等業務に係る経理と当該業務以外の業務に係る経理を区分して

整理しなければならないものとすること。

(第二十八条の五十四関係)

第二 核原料物質 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

一許可の取消し等

原子力規制委員会は、 発電用原子炉設置者が二の 1若しくは3に違反して発電用原子炉を運転したと

又は二の8の命令に違反したときは、 発電用原子炉の設置の許可を取り消し、 又は一年以内の発電

用原子炉の運転の停止を命ずることができるものとすること。

(第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号関係)

二 発電用原子炉施設の劣化の管理等

1 | 発電用原子炉設置者は、 その設置した発電用原子炉について最初に使用前事業者検査について原子

きは、 委員会の 原子炉施設の劣化を管理するための 力規制委員会の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとすると あらかじめ、 認可を受けなければならないものとすること。 当該三十年を超えて運転しようとする期間 計 画 (以 下 「長期施設管理計画」 (第四十三条の三の三十二第 (十年以内に限る。 という。 を定め、 における発電用 原子力規制 項関係)

2 るために必要な措置等を記載しなければならないものとすること。 に関する技術的な評価をいう。 長期施設管理計画には 長期施設管理計 以下同じ。) 画の期間 の方法及びその結果、 5の劣化評価 発電用原子炉施設の劣化を管理す (発電用原子炉施設の劣化の状況

(第四十三条の三の三十二第二項関係)

1の認可を受けた者は、 当該認可等を受けた長期施設管理計画の期間を超えて発電用原子炉を運転

3

おける長期施設管理計画を定め、 しようとするときは、 あらかじめ、 原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとし、 当該期間を超えて運転しようとする期間 (十年以内に限る。 当該認

可等を受けた長期施設管理計画の期間を超えて運転しようとするときも、 同様とすること。

(第四十三条の三の三十二第三項関係)

4 1又は3の認可を受けた者は、 これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更 (原子力規制委員会

規則で定める軽微な変更を除く。 をしようとするときは、 原子力規制委員会の 認 可を受けなければ

ならないものとすること。

(第四十三条の三の三十二第四項関係)

5 発電 用原子炉設置者は、 長期施設管理計画を定め、 又は長期施設管理計画に記載された発電用原子

炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める

事項を変更しようとするときは、 劣化評価を実施しなければならないものとすること。

(第四十三条の三の三十二第五項関係)

原子力規制委員会は、 1 3 又は 4 0 認可 \mathcal{O} 申請が次 の (1) から(3)までの 1 ずれにも適合していると

6

認めるときでなければ、 これらの認可をしてはならないものとすること。

(1) 劣化評価の方法が 発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規

制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が 核燃料物質若しくは核燃料物質によっ

て汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

(3) 発電用原子炉施設が 長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる劣化の状況を踏まえ、

当該期間に お いて安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合す

るものであること。

(第四十三条の三の三十二第六項関係)

7 発電 用原子炉設置者 は、 1又は3の認可等を受けた長期施設管理計画に従って 発電用原子炉施設

の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(第四十三条の三の三十二第八項関係)

原子力規制委員会は、 6 \mathcal{O} (1)の基準 の変更があ 0 た場合等において発電用原子炉 施設の劣化を適確

8

に管理するため改めて劣化評 価を実施させる必要が あると認めるとき 発電用原子 炉 施 設 欧の劣化 を管

理するために必要な措置が 6 \mathcal{O} (2)の基準に適合せず、 若しくは適合しなくなるおそれがあると認 める

とき、 発 電用原子炉 施設が 6 0 (3)の基準に適合せず、 若しくは適合しなくなるおそれがあると認める

とき、 又は発電用原子炉設置者が7に違反していると認めるときは 発電用原子炉設置者に対し、 劣

化評 価 の実施 長期施設管理 計 画 \mathcal{O} 変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置

を命ずることができるものとすること。

(第四十三条の三の三十二第九項関係)

三 原子力規制検査

原子力規制検査 0 対象に、 $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 1 又 は 3 \mathcal{O} 認可等を受けた長期施設管理計画 に従って講ずべき措置の

実施状況を追加するものとすること。

(第六十一条の二の二第一項第三号ホ関係)

第三 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一 部改正

一題名

題名を 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改めるこ

と。

(題名関係)

二目的

この 法 律は、 発電に関する原子力の適正な利用に資するため、 使用済燃料 の再処理等の 着実な実施及

び円滑かつ着実な廃炉の推進のために必要な措置を講ずることにより、 発電に関する原子力に係る環境

の整備を図 り、 ŧ って国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

三定義

1 この法律において「廃炉」とは、 発電用原子炉施設 (原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第

五. 号に規定する発電 用原子炉 施設 (原子炉等規制 法第六十四 条の二第一項の 規定により 指定され たも

 \mathcal{O} を除く。 を **,** \ V. その 設置 言され て 1 る 建 物 及びその 附 属 設備を含む。 に係る実用 発 電 用 原 子

炉

 \mathcal{O} 廃 止 に伴う当 該 発 電 用 原子 炉 施 設 \mathcal{O} 解 体、 核 燃料 物 質による汚染 の除 去、 核燃料 物 質に よ 0 7 汚染

された物の廃棄その他の措置をいうものとすること。

(第二条第五項関係)

2 この 法律にお *(*) て 「実用 発電用原子炉設置者等」とは、 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉 設置

者 (当該: 実用で 発電用 原子炉 \mathcal{O} 運転を開始してい ない 者を除く。) 及び原子炉等規 制 法第四十三条の三

の三十 五. 第 項に規 定す Ź 旧 発 電 用 原 子 炉 設置者等 (同 項 の規定により発電 **电用原子** 炉 設 置 |者とみなさ

れているものに限る。)をいうものとすること。

(第二条第八項関係)

四 実用発電用原子炉設置者等の責務

実用 発 電 用原子炉 設置者等 は、 円滑 か つ着実な廃 炉の実施を図るため、 相互に連携を図りながら協力

するよう努めなければならないものとすること。

(第四条関係)

五 廃炉拠出金の納付

1 実用発電用原子炉設置者等は、 廃炉推進業務(七の5に掲げる使用済燃料再処理・廃炉推進機構

(以下 「機構」 という。)の業務をいう。) に必要な費用に充てるため、 各年度、 0) 機構 に対 Ĺ

拠出金を納付しなければならないものとすること。

(第十一条第一項関係)

2 1 \mathcal{O} 拠 出金 (以 下 「廃炉拠 出 金」という。) の額 は、 各実用発電用原子炉設置者等につ き、 廃 炉 拠

出 金年度総額 (機構ごとに、 実用発電用原子炉設置者等から納付を受けるべき廃炉拠出 豆金の額 \mathcal{O} 総額

として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。 以下同じ。 に拠出金率 (機 構ご

とに、 廃炉 、拠出金年度総額に対する各実用発電用原子炉設置者等が 納付すべ き額 の割合として機 構が

運営委員 会の 議 決を経 て実用 発電用原子炉 設置者等ごとに定める割合をいう。 以下同じ。 を乗じて

得た額とすること。

3

(第十一条第二項関係)

廃炉拠出金年度総額は、 次に掲げる要件を満たすために必要なものとして機構ごとに経済産業省令

で定める基準に従い、定めなければならないものとすること。

(1) 各実用 発電用原子 炉設置者等の 実用発電用原子炉に係る廃炉 の長期的 にな見通り し及び当該 廃炉 ″の 実

施 の状況に照らし、 各年度における廃炉 推進業務を適正か つ確 実に実施するために十分なも のであ

(2)各実用発電用原子炉設置者等の収支の状況に照らし、 電気の安定供給その他の実用発電用原子炉

 \mathcal{O} 運 転 に 係 る事業の)円滑, な運営に支障を来し、 又は当該事業の 利用者に著 しい 負担を及ぼ すおそれ

のないものであること。

(第十一条第三項関係)

4 拠 出金率は、 各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の規模、 廃

炉 の実施の状況その他の事情を勘案して機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、 定めなければ

ならないものとすること。

5

(第十一条第四項関係)

機 構 は 廃炉 》拠出· 金年度総額若しくは拠出金率を定め、 又はこれらを変更しようとするときは、 経

済産業 大臣 の認可を受けなけ ればならないものとし、 当該認可を受けたときは、 遅滞なく、 当 該 認 可

に係る廃炉拠出金年度総額又は拠出金率を実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならない も の

とすること。

(第十一条第五項及び第六項関係)

6 機構 は、 第 の — の 5 又 は 第三の五 の 9 0 通知等を受けたときは、 廃炉 拠出金年 度総額又は 拠出金

率 について検討を加え、 必要と認めるときは、 これらを変更しなければならないものとすること。

(第十一条第七項関係)

7 経済産業大臣は、 廃炉推進業務の実施の状況、 各実用発電用原子炉設置者等が行う実用発電 用 原子

炉 の運 転 に係る る事業の状 況 そ 0 他 \mathcal{O} 事情に 照らし 必要と認めるときは 機構に対 Ĺ 廃炉 拠 出 金 年度

総額 又は 拠 出 金率の変更をすべきことを命ずることができるものとすること。

(第十一条第八項関係)

8 実用発電用原子炉設置者等は、 その実用発電用原子炉設置者等となった日から十五 日以内に、 廃炉

拠 出金を納付する機構の名称等を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、 廃炉 拠 出金を納

付 す る機構を変更しようとするときは、 経済 産業大臣 の承認を受けなければならない ŧ \mathcal{O} とするこ

(第十二条第一項及び第十三条第一項関係)

発電用原子炉設置者等は、 次のいずれかに該当することとなったときは、その日から十五 日以

9

実

用

کے

内に、 その旨を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、 経済産業大臣は、 これらの届出を

受理したときは、 当該届出 に係る事項を当該機構に通知するものとすること。

(1) その設置している実用発電用原子炉の運転を廃止したとき。

- (2)その設置してい る実用発電用原子炉の廃炉が終了したとき。
- (3)その 設置、 してい 、る実用で 発電用原子炉に係る発電 用原子炉 施設が一 原子炉等規制法第六十四条 の二第

一項の規定により指定されたとき。

(4)

その

設

置

L

て

1

、る実用は

発

電

別用原子

炉

に

、係る発

電

用原子炉

施設について原子炉

等規制法

第六十

-四 条

の二第三項の規定による指定の解除が行われたとき。

(第十二条第二項及び第三項関係)

10 実用発電用原子炉設置者等は、 各年度の六月三十日 (その年度に実用発電用原子炉設置者等となっ

た者にあっては、 その なっ、 た 日 \mathcal{O} 属す る年度の翌年度の六月三十日)までに、 廃炉 拠 出金を、 8 によ

り 届 け 出 た機 構 8 \mathcal{O} 変更 0 承 認が あ 0 たときは、 その変更後の機構。 六に おい て同 Ü に 納 付し

なければならないもの等とすること。

(第十四条関係)

六 廃炉に係る費用の支払

1 認 可業務計 画 七 0 7の認可を受けた廃炉推進業務中期計 画をいう。 以下同じ。 0 計 画 期間 内に

廃炉を実 施する実用 発電用 原子 炉 設置者等 は、 あら かじめ、 廃炉 \mathcal{O} 実施 に関 はする。 計 画 (以 下 「廃炉実

施 計 画 という。 を作成し、 その 内 容が ?認可! 業務計画に適合することについて、 機構 \mathcal{O} 確認を受け

なければならないものとし、これを変更しようとするときも、 同様とすること。 (第十六条関係)

2 廃炉を実施する実用 機構 は、 1の確認を受けた廃炉実施計画 発電用 原子炉設置者等から当該廃炉に係る費用に相当する額 (1の変更があったときは、その変更後のもの) の支払の 請求を受け に基づき

たときは、 実用 発電用原子炉 設置者等の実 7用発電 用 原子炉に係る廃炉につい ,て機 構 が 適正な支払を行

うための基準として経済産業大臣が定める基準に従って、 当該廃炉の実施に必要な費用に相当する額

を支払うものとすること。

(第十七条関係)

七 使用済燃料再処理·廃炉推進機構

1 使用 済燃料再処理 機構 \mathcal{O} 名 称を 「使用済燃料再処 理 • 廃炉 推進機構」 に改め、 機構 は、 発電 に関す

る原子 力の適 正 な利用に資するため、 特定実用発電 用原子炉 の運転に伴って生ずる使用 済燃料 \mathcal{O} 再処

理等の実施の業務及び円滑かつ着実な廃炉の推進に関する業務を行うことにより、 発電に関する原子

力に係る環境の整備を図ることを目的とすること。

(第十八条及び第二十条関係)

2 次に掲 げる事項等は、 運営委員会の議決を経なけ ればならないものとすること。

(1) 7の廃炉推進業務中期計画の作成又は変更

(2) 廃炉実施計画の確認

(第二十九条関係)

3 運営委員会は、 委員十人以内並びに機構の理事長、 副理事長及び理事をもって組織するものとし、

委員 は 使用済燃料の 再処理等、 廃炉、 電気事業、 経済、 金融、 法律又は会計に関 して専門的 な 知識

と経験を有する者のうちから、 機 構 \mathcal{O} 理事 長が経済産業大臣 の認可を受けて任命するも のとするこ

と。

(第三十条及び第三十一条関係)

4 機構に、 役員として、 理事長一人、 副理事長一人、 理事六人以内及び監事一人を置くものとするこ

と。

(第三十七条関係)

5 機構の業務に、次の業務を追加するものとすること。

(1)円 滑 かつ着実な廃炉の実施を図るために必要な実用発電用原子炉設置者等に対する助言、 指導及

び勧告を行うこと。

(2) 廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

(3)廃炉 に必要な設備の調達及び維持管理を行い、 並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に

供すること。

- (4) 廃炉拠出金を収納すること。
- ⑤ 廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払を行うこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(第四十九条第三号から第八号まで関係)

6 機構 は、 毎事業年度、 廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払 の状況、

助 言、 指導及び勧告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣に報告しなけれ

ばならないものとし、 経済 産業大臣は、 当該報告を受けたときは、 速やかに、これを公表しなけ れば

ならないものとすること。

(第五十二条関係)

7 機 構 は、 五. 年を超えない 範囲内におい て経済産業省令で定める期間ごとに、 当 該 期 間 を一 期とし

て、 円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針その他の経済産業省令で定める事項を記載し た廃炉

推進業務の実施 に関する計 画 (以 下 「廃炉推進業務中期計 画 という。) を定め、 経済産業大臣 の認

可を受けなけ ればならないも のとし、 廃炉 推進業務中 -期計 画 の変更 (経済産業省令で定め る軽い 微 な変

更を除く。)をしようとするときも、同様とすること。

(第五十五条第一項関係)

8 経済産業大臣は、 7 の認可の申請に係る廃炉推進業務中期計画が次のいずれにも適合していると認

め るときでなけ れば、 当該 認 可 をしてはならないものとすること。

あること。

(1)

当該

廃

炉

推

進

業

務

中

期

計

画

に

係る廃炉

推

進業

務

が

適切

カン

つ確:

:実に実施されると見込まれるも

ので

(2)当該 廃炉推進業務中期計 画 の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反す

るものでないこと。

(第五十五条第二項関係)

機 構 は 廃炉 推 進 業務に係る経理と再処理等業務に係る経理を区分して整理しなければならないも

のとすること。

9

(第六十条関係

八 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との協力

機 構 及 び 国立研究開 発法· 人日本原子力研究開 発機 構 は、 発電用 原子炉の円滑かつ着実な廃止を図るた

め、 相 互 に 連 携 を図 ŋ ながら協 力するよう努めなけ ればならな **,** \ ものとすること。 (第七十一条関係)

第四 再 生可 能 工 ネ ル ギ] 電 気 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に関する特別措 置法 .. の 一 部改正

一 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

1 再生可能エネルギー発電事業計画には、 再生可能エネルギー 発電事業の用に供する再生可能エネル

ギ 発電 設備 が 出 力その他 0 事 項に関する経済産業省令で定める要件に該 当する場合に な 7 て は 当

該 再 生 可 能 エ ネ ル ギ] 発電 設 備 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 場 所 \mathcal{O} 周 辺 地 域 \mathcal{O} 住 民に 対する説 明 会 0 開 催 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 再 生 可

能 エ ネ ル ギ Ì 発 電 事 業 \mathcal{O} 実 施 に 関す Ź 事 項 \mathcal{O} 内 容 を 周 知させ るため \mathcal{O} 措置 として 経 済 産 宝省^ 令 で定め

るも 0) 0) 実施状況に関する事項を記載しなければならないものとし、 再生 可能エネ ルギー発電 設備が

当該要件 に該当する場合にお į١ ては、 当該措置が実施されたことを再生可能 エネ ル ギ Ì · 発電· 事 ,業計で 画

の認定の要件とすること。

(第九条第二項第七号及び第四項第六号関係)

2 認 定 事 業者 は、 再生 可 能 工 ネ ル ギ] 発 電 事 業計 画 \mathcal{O} 記 載 事 項 を変更又は 追 加 しようとするときは

経 済 産 業大臣 に当該 事 項 ()再 生可 能 ニエネル ギ] 発 電 事 業 計 画 \mathcal{O} 記載 事 項 の う É 重要な事 項として 7 経済

産 業省令で定めるものを変更しようとするときは、 1 の 措 置 の実施状況に関する事項を含む。) を記

載 L た申 請書を提出してその認定を受けなければならない ŧ のとし、 経済産業省令で定める軽 微 な変

更については、この限りでないもの等とすること。

、第十条第一項及び第四項関係

再生可 能 エネルギー ·発電 設備 の増設又は更新に係る基準価 格又は 調達 価 格 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} 特例

係る基準 能 再生可 備に適用される基準価格又は調達価格は、 係 分等又は 令で定めるものに係る再生可能 る部分とそれ以外の 力を勘 再生可能エネルギー 当該変更の認定を受けた再生可 準 能 案 特定調達 価 工 ネ 格 ル 又 ギ 経 は 調 対象区分等に該当するものとみなして、 済産業省令で定める方法により算定した価格とすること。 達 発 電 発電設備の増設又は一部の更新 部分とに区 価格を基礎として、 設 備 に 関 エネルギー ける事 別 L て 能エネルギー 項に 再 これらの部分ごとの再 当該増設等に係る部分以外の部分について従前の交付対象区 生 発電事業計 ついて、 可 能 エネ ·発電事 再生 画 ル (以下「増設等」という。 ギ 一の変更の認定を受けようとする認定事業者 業計 当該増設等に係る部分及びそれ以外の 一可] 発 能 電 エネ 画 生 に 事 可 記載した再生可能エネルギ ル 業 能 ギ 計 ニエネ] 画 に 発電設備 ル 記 ギー 載することが であって経済産業省 源 のうち当該 を電 第十条の二 気に変換 できる Ì 増 関 部 発 設 は、 電設 ける 分に 等に 係 もの

三 認定事業者の義務

再生可 電 事 認定事 業 能 が ? 認定計] エ 業者は、 ネル ギ 画 認定計画に従って再生可能エネルギー に従って実施されるよう、 発 電 事業 に係る業 務 の全部で その委託を受けた者 又は __ 部を委託する場合は、 発電事業を実施しなければならない (その者か ら委託 当]該再 生 二以上 可 能 エ ネ の段階にわ ル ギ 発

たる委託を含む。)を受けた者を含む。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものと

すること。

(第十条の三関係)

四 改善命令

経済産業大臣は、 認定事業者が三の義務に違反していると認めるときは、 当該認定事業者に対し、 相

当の期限を定めて、 その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

(第十三条関係)

五 認定の取消し

経済産業大臣は、 認定事業者が三の義務に違反していると認めるときは、 当該認定を取り消すことが

できるものとすること。

(第十五条第一号関係)

六 積立命令等

1 経済産業大臣は、 認定事業者が三の義務に違反していると認めるときは、 当該認定事業者に対し、

4 0) 額の金銭を交付金相当額積立金として積み立てるべきことを命ずることができるものとするこ

と。

(第十五条の六第一項関係)

2 1 の命令に従って行う積立ては、 推進機関にしなければならないものとし、 推進機関は、 積み立て

られた交付金相当額積立金の管理業務を行うものとすること。

(第十五条の六第二項及び第十五条の十九関係)

3 特定契約又は 一 時 調達契約により再生可能エネルギー電気を供 給する 認定事 業者 は、 特定契約 又は

時調達契約を締結した電気事業者を経由して2の積立てを推進機関に行うものとすること。

(第十五条の六第三項関係)

4 交付金相当額積立金の額

交付 金相当 額 積立. 金 \mathcal{O} 額 は、 次に掲げる場合の区分に応じて次に定める額とすること。

(1)基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額 認定 事 業者 が 再生可能 エネルギー 電気を市場 取 引等により供給する場合 供給促進交付金の 額を

(2)認定事業者が再生可能 エネルギー 電気を特定契約又は 時調達契約により電気事業者に対し供給

する場合 調整交付金の額 のうち当該電気事業者が当該特定契約又は 時 調達契約に係る再生可能

工 ネルギー電気の 調達に係る費用に充てる額に相当する額を基礎として経済産業省令で定める方法

(第十五条の七関係)

5 推 進 機 関は、 1の命令を受けた認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、 経済 産 業省

令で定める方法により算定した額か ら、 4 0) (1)の額 (当該供給促進交付金の額を限度とする。) を 控

除するものとし、 当 該 控除された額 は、 当該認定事 業者が、 交付金相当額 積立金として推 進 機 関 に 積

み立てたものとみなすものとすること。

(第十五条の八関係)

6 認定事業者又は旧認定事業者は、 交付金相当額積立金を積み立てておく必要がない場合として経済

産業省令で定める場合に該当することについて、 経済産業大臣の確認を受けた場合には、 当該交付金

相 当額 議 立金 の全部又は 部を取り戻すことができるものとすること。

と。 (第十五条の九関係

七 返還命令等

経済産業大臣は、 認定計画の認定を取り消すときは、 その認定事業者に対して、 認定発電設備を用い

て発電した再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関 に 返還

又は 認定発電設備に係る特定契約若 しくは 時 調達契約を締結する電気事業者 に交付され る調 整交

付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係 る再生可能 エネルギー電気の調達に係る費用 に充て

進機 る額に相当する額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができるものとし、 関 は、 当該な 命令を受けた者から、 当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収するものとするこ 推

کی

(第十五条の十一関係)

八 特定系統設置交付金の交付等

 \mathcal{O}

利

用

0)

促進に資するものを設置しようとするときは、

1 認定整 備等事業者は、 認定整備等計画に従って、 系統電気工作物であって再生可能エネルギー 電気

該 系統! 電 気工作 物 \mathcal{O} 工事を開 始した日 から使用する日の前 日 までの 期間 に わ たり 回収するため の交付

当該系統電気工作物の設置に要する費用

を当

金 (以 下 「特定 系統 設置 交付 **金** という。 の交付を受けることができるものとすること。

(第二十八条の二第一項関係)

2 認定整備等事業者が系統電気工作物の設置に係る特定系統設置交付金の交付を受けた場合に お ける

系統設 置 L交付· 金 の額は、 般送配電事業者又は送電事業者が推進機関に届 け出た費用 0 額に、 当該系

統 電 気 工 作物 の設置及び維持 に伴い 生ずる便益 のうち っに再生 可 能工 ネ ルギ 1 · 電 気 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 が 占 \mathcal{S}

る割合として、 経済産業省令で定める算定方法により算定 した割合を乗じて得た額から当該 特 定系統

設置交付金の額を控除した額とすること。

(第二十九条第一項関係)

3 特定系統設置交付金の額は、 推進機関に届け出られた費用のうち、 その事業の規模を考慮して経済

産業省令で定めるもの の額に、 当該 系統 電気工作物 \mathcal{O} 設置及び維持に伴い 生ずる便益のうちに 再生可

能 エネ ルギー 電 気の 利 用の促進 が 占める割合として、 経済産業省令で定める算定方法により算定した

割合を乗じて得た額とすること。

(第二十九条第二項関係)

4 経済産業大臣は、 第一の八の2又は3により第一の七の1の認定を取り消すときは、 その認定整備

等事業者に対して、 特定系統設置交付金の全部又は 部を推済 進機関に返還すべきことを命ずることが

できるものとし、 推 進 機関 は、 当該命令を受けた者から、 当該者が返還を命ぜられた金額を徴 収する

ものとすること。

(第二十九条の二関係)

九 送達すべき書類等

匹 の命令、 五. の認定の取消し又は六の1若しくは七の命令は、 経済産業省令で定める書類を送達して

行うものとし、 経 済産業大臣は、 送達をすべき場所が 知れない場合等の場合には、 公示送達をすること

ができるものとすること。

(第五十二条の二第一項及び第五十二条の四第一項関係)

一目的

この法律は、 原子力の研究、 開発及び利用 (以下「原子力利用」という。) を推進することによっ

て、 将 来に おけ る エネルギー資 (源を確? 保し、 並びに学術の進歩、 産 業 の振興な (及び地) 球 温 暖化 の防 止 を図

り、 もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とすること。 (第一条関係)

二 基本方針

エネルギーとしての原子力利用は、 国及び原子力事業者が安全神話に陥り、 平成二十三年三月十一日

に 発 生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一 原子力発電 所の事故を防止すること

が できなかったことを真摯に反省した上で、 原子力事故の発生を常に想定し、 その防 止に最 養か つ最大

の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うものとすること。 (第二条第三項関係)

三 国の責務

1 玉 は エネルギーとしての原子力利用に当たっては、 原子力発電を電源 の選択肢の一つとして活用

することによる電気の安定供給の確保、 我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における

非 化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよ

う、必要な措置を講ずる責務を有するものとすること。

(第二条の二第一項関係)

2 玉 は エ ネ ルギーとしての 原子力利用 に当たっては、 原子力施設の安全性 近の向 上 に不 断 12 取 ŋ 組む

こと等に よりその 安全性を確 保することを前提として、 原子: 力 事 故による災 多害の 防 止 に 関 L 万 全 $\overline{\mathcal{O}}$ 措

置を講じつつ、 原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確

保 その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地 域 の課 題 の解

決に向けた取組を推進する責務を有するものとすること。

(第二条の二第二項関係)

四 原子力利用に関する基本的施策

玉 は、 原子力発電 を適切に活用することができるよう、原子 力施設の安全性を確保することを前提と

L つつつ、 次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとすること。

1 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、 これらを行う人材の育成及び確保を図 り、

並 びに当る 該 技 術 \mathcal{O} 維持及び開 発のために必要な産業基盤を維持 Ļ 及び強化するため 0 施 策

2 原子力に関する研究及び開 発に取り組 む事業者、 国立 一研究開 発法人日本原子力研究開 発機構 その他

 \mathcal{O} 関係者の相互 の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の

当 該 研 究 及び 開 発 \mathcal{O} 推 進並 び にこれらの成果 の円滑 にな実用が 化 を図るため \mathcal{O} 施 策

3 電 気 事 業に 係 る制 度 \mathcal{O} 抜 本 的 な改革 が 実 入施され. た状況 に お 1 7 Ŕ 原子 力 事 す業者 が 原子 力施 設 の安

全性 を 確 保す る た 8 に必 要な投資を行うことその 他 \mathcal{O} 安定的 にその事業を行うことができる事 業 環 境

を整備するための施策

4 再 処 理等、 使用 済燃料に係るその貯蔵 能力の増 加その他の対策及び廃止措置の円滑 かつ着実な実施

を図 「るため \mathcal{O} 関 係 地 方公共 寸 一体との 調 整 そ O他 \mathcal{O} 必 要な 施 策

5 最 終 処 分に . 関 する 玉 民 \mathcal{O} 理 解 を促 進 するため \mathcal{O} 施 策、 最 終 処 分 \mathcal{O} 計 画 的 な 実 施 に 向 け た 地 方 公 共 寸

体 そ 0) 他 \mathcal{O} 関 係 者 に 対する主 体 的 な働 き掛、 け、 文 献 調 査 対 象 地 区 又 は 概 要 調 查地 区 等をそ \mathcal{O} 区 域 に 含

む 地 方 公共団体、 最終処分に 理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係 府 省 0) 連

携 による支援、 最終処分に関する研究開 発 \mathcal{O} 推 進 を図るため \mathcal{O} 玉 際的 な 連 携並 びに 原子力発電 環 境 整

備 機 構 及び)原子: 力事業者との連 獲 \mathcal{O} 強 化その他の最終処分の円滑 か 0 着 実な · 実施· を図 るため ΙŹ 必 要な

(第二条の三関係)

施策

1 原子 力 事 業者 は、 工 ネルギーとしての原子力利用に当たっては、 原子力事故の発生の防止及び特定

核 燃料物 質 \mathcal{O} 防 護 $\widehat{\mathcal{O}}$ ため ĺŹ 必 要な措置を講じ、 並 び に その 内 容を不断 に見直 Ļ その 他 原子 力 施 設 \mathcal{O}

安全性 \mathcal{O} 向 上を 図 「るため \mathcal{O} 態 勢を充実 強 化 並 び に 関係 地 方公共 団 体 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関係機関 関と連 携 しな

がら原子 力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有する

ものとすること。

(第二条の四第一項関係)

2 原子力事業者は、 原子力施設が立地する地域 O原子力発電に対する信頼 松を確保が Ļ その 理 解を得る

ことが その 事 業 \mathcal{O} 円 滑 な実 施 を図る上で極 \ \ \ \ て重要であることに 鑑 み、 その ため に 必要な取 組 を推進

L なが 5 国又は 地方公共団 体が実施する 地 域 振 処興その 他 0 原子力施設が <u>\f</u> 立地する 地 域 \mathcal{O} 課 題 \mathcal{O} 解決

に向けた取組に協力する責務を有するものとすること。

(第二条の四第二項関係)

六 原子力発電の用に供する原子炉の運転期間に係る規制

1

原子力発電

の用

に供

する原

子

炉

を運

転す

る者

は

別に法律で定めるところにより

政

府

 \mathcal{O}

行う運

転期

間に係る規制に従わなければならないものとすること。

(第十六条の二第一項関係)

2 1の規制は、 我が国において、 脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー ·源 の

利用の促進を図り つつ、 電気の安定供給を確保するため、 エネルギーとしての原子力の安定的な利用

を図る観点から措置するものとすること。

(第十六条の二第二項関係)

第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について必要な規定を設けること。

(附則第一条関係)

一 電気事業法の一部改正に伴う経過措置

第 0 から五までの施行 の際現に原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の認可 (以 下 一旧

認可」 という。 を受けている発電用原子炉設置者である原子力発電事業者は、 第一 0 から五までの

施行の 日 に第 0 0 2の認可を受けたものとみなすものとし 当該認可により延長する運転期間は、

旧認可により延長した期間と同一の期間等とすること。

(附則第二条関係)

 $1 \parallel$ 運転開始後三十年を経過している既設の発電用原子炉を第二の施行の日 (以下「施行日」とい

)において引き続き運転しようとする者は、 施行日の前日までに、 第二の二の 1 2 5 及び 6

の例により、 長期施設管理計画を定め、 原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとし、

この場合において、 当該認可は、 施行日において第二の二の1の認可とみなすもの等とすること。

(附則第四条関係)

2 既設の発電用原子炉 (1の発電用原子炉を除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようと

する者は、 施行日前においても、 第二の二の1、 2 5及び6の例により、 原子力規制委員会の認可

を受けることができるものとし、 この場合において 当該認可は、 施行日において第二の二の1の認

可とみなすもの等とすること。

(附則第五条関係)

3 1又は2の認可等を受けた者であって、 長期施設管理計画の変更 (原子力規制委員会規則で定める

軽微な変更を除く。 をしようとするものは、 施行日前においても、 第二の二の2及び4から6まで

の例により、 当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができるものとし、 この場合におい

当該認可は、 施行日において第二の二の4の認可とみなすもの等とすること。

(附則第六条関係)

兀 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一 部改正に伴う経過措置

この 法 律の施行 の際現にその実用発電用原子炉に係る廃炉 *つ* 実施に必要な費用に充てるため積み立て

た引当金がある実用発電用原子炉設置者等は、 廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、 実用発電 用原

子炉設置者等ごとに経済産業大臣が定める額の金銭を、 令和六年度から令和三十五年度までの各年度

に、 経済産業省令で定めるところにより分割して、 支払わなければならない 機構 (第三の五の8の変更の承認があったときは、

もの等とすること。

[附則第十条関係]

その変更後

の機構)

に対し、

五. 二から四 までのほ か、 この法 律の施行に伴う所要の経過措置等について定めること。

(附則第三条、 第七条から第九条まで、第十一条から第十八条まで、第二十二条及び第二十六条関係)

六 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第十九条から第二十一条まで及び第二十三条から第二十五条まで関係)